

議案第83号

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例

新居浜市駐車場条例（平成25年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「普通自動車等」を「普通自動車」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号を同項第3号とする。

第3条の表に次のように加える。

新居浜駅南口広場駐車場	新居浜市坂井町三丁目甲3461番4
-------------	-------------------

第4条中「普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車」を「普通自動車」に改める。

第5条第1項中「駐車場」を「駐車場（新居浜駅南口広場駐車場を除く。）」に改める。

第7条第1項中「、普通自動車等」を「、普通自動車」に、「当該普通自動車等」を「当該普通自動車」に改め、同条第3項中「普通自動車等」を「普通自動車」に改める。

第10条第3号中「普通自動車等」を「普通自動車」に改める。

別表中

「
新居浜駅前駐車場

「
新居浜駅前駐車場

新居浜駅南口広場駐車場

」を

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

新居浜駅南口広場駐車場が完成することに伴い、新居浜市駐車場として管理するため、本案を提出する。